

「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1278700420 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。(要介護認定申請中の方でも入所は可能です。)

社会福祉法人 九十九里ホーム

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 九十九里ホーム
(2) 法人所在地 千葉県匝瑳市飯倉21番地
(3) 電話番号 0479-72-1400
(4) 代表者氏名 理事長 井上 峰 夫
(5) 設立年月 昭和27年5月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・令和6年1月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・令和6年1月1日指定
千葉県 第1278700420号

※ 当事業所は、特別養護老人ホーム太陽の家に併設されています。

- (2) 事業所の名称 太陽の家ショートステイサービス
(3) 事業所の所在地 千葉県匝瑳市春海6387
(4) 電話番号 0479-72-2041
(5) 施設長（管理者）氏名 ^{はやし}林 ^{きくえ}喜久枝
(6) 運営方針 「家庭的な雰囲気を出しつつ自立支援に取り組む」の実践
(7) 開設年月 令和6年1月1日
(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	毎日 8:30~17:30

- (9) 利用定員 8人
(10) 通常の事業実施地域 旭市、匝瑳市
(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
2人部屋	1室	1室 27.8 m ²
4人部屋	12室	1室 32.7 m ² ~34.9 m ²
合 計	13室	
食 堂	1室	54.8 m ²
機能訓練室	1室	84.0 m ² 平行棒、マット訓練台
浴室・脱衣室	1室	42.7 m ² 一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1室	27.93 m ² (看護職員室兼用)
静 養 室	1室	10.6 m ²
面 接 室	1室	18.0 m ²

指定介護老人
福祉施設「特別
養護老人ホーム
太陽の家」と
共用

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室内でトイレを使用する場合は、ポータブルトイレを使用させていただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(指定介護老人福祉施設の職員を含む)

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	指定基準	備 考
施設長（管理者）	1 人	1 人	
介護職員・看護職員	20人以上	19.4人	
生活相談員	1人以上	1人	
機能訓練指導員	1人以上	1人	
介護支援専門員	1人以上	1人	
医師	1人以上	1人	
管理栄養士	1人以上	1人	

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早番勤務： 7：30～16：30 普通勤務： 8：30～17：30 遅番勤務： 9：30～18：30 夜間勤務： 16：00～ 9：30
2. 看護職員	普通勤務： 8：30～17：30
3. 機能訓練指導員	毎週1日勤務： 10：00～12：00

☆日曜日は、上記と異なります。

※ 診療日、診察時間は医師の都合により変更になることがあります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に基づいた額が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～8：30 昼食：12：00～12：30 夕食：17：20～17：50

②入浴

- ・入浴を週2回以上行います。やむを得ない場合のみ清拭を行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないように配慮します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

(片道につき184円)

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第9条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度・要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・要支援度に応じて異なります。）

介護保険一割負担金《多床室》

要介護度	負担額 (基本料金)	機能訓練 体制加算	サービス提供 体制加算Ⅰ	夜間職員 配置加算	合計
要 介 護 1	603	12	22	13	650
要 介 護 2	672				719
要 介 護 3	745				792
要 介 護 4	815				862
要 介 護 5	884				931
要 支 援 1	451	12	22		485
要 支 援 2	561	12	22		595

介護保険負担割合証で２割・３割の表示のある方は合計単位数が、それぞれ２割・３割負担となります。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ） １ヶ月につき合計単位×13.6%が加算されます。

〔自己負担金〕

部屋タイプ	区 分	第一段階 (生活保護受給者)	第二段階 (年金収入等 80万円以下)	第三段階① (年金収入等 80万円超 120万円以下)	第三段階② (年金収入等 120万円超)	第四段階 (課税対象者)
多 床 室	居住費(滞在費)	0	430	430	430	915
	食 費	300	600	1,000	1,300	1,500

☆ご契約者がまだ要介護・要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。（食材料費及び調理費）

料金：１日あたり、１，５００円（朝食：３５０円・昼食：６５０円・夕食：５００円）

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,500円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：無料

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 内 容
1月	1日ーお正月（お祝いの料理をいただき、新年をお祝いします。）
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）
3月	3日ーひなまつり
4月	上旬ーお花見（施設の庭にある桜の木の下でお花見をします。）
5月	5日ー端午の節句
7月	7日ー七夕
8月	上旬ー夕涼み会
9月	中旬ー敬老会
12月	下旬ークリスマス会

ii) クラブ活動

書道

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。希望があれば、複写物の交付を受けることができます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただく場合があります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物等の減価償却費等））（契約書第9条参照）

ご利用の方には光熱水費相当額をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を窓口で現金にてお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第10条参照)

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第26条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談員 宮内 秀明 電話 0479-72-2041

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428 受付時間 9:00～17:00
千葉県高齢者福祉課	高齢者虐待や施設介護等に関する電話相談 電話番号 043-221-3020 受付時間 土日・祝日・年末年始を除く月曜から金曜 8:30～17:15
匝瑳市役所 福祉電話相談	所在地 千葉市匝瑳市八日市場ハ793番地2 電話番号 0479-60-2578 受付時間 毎日・24時間対応
旭市役所 福祉電話相談	所在地 千葉市旭市二の2132番地 電話番号 0479-62-5308 受付時間 土日・祝日・年末年始を除く月曜から金曜 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 太陽の家ショートステイサービス
指定介護予防短期入所生活介護

説明者 職名 生活相談員

氏名 宮内秀明 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

身元保証人 住所

氏名 印 続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 耐火

(2) 建物の延べ床面積 1、992.6㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

令和 6 年 1 月 1 日指定 千葉県1278700412号 定員50名

[通所介護]

令和 6 年 1 月 1 日指定 千葉県1278700404号 定員20名

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行ないます。3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員含む)を配置しています。

生活相談員…………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族などの要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を変更します。

（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

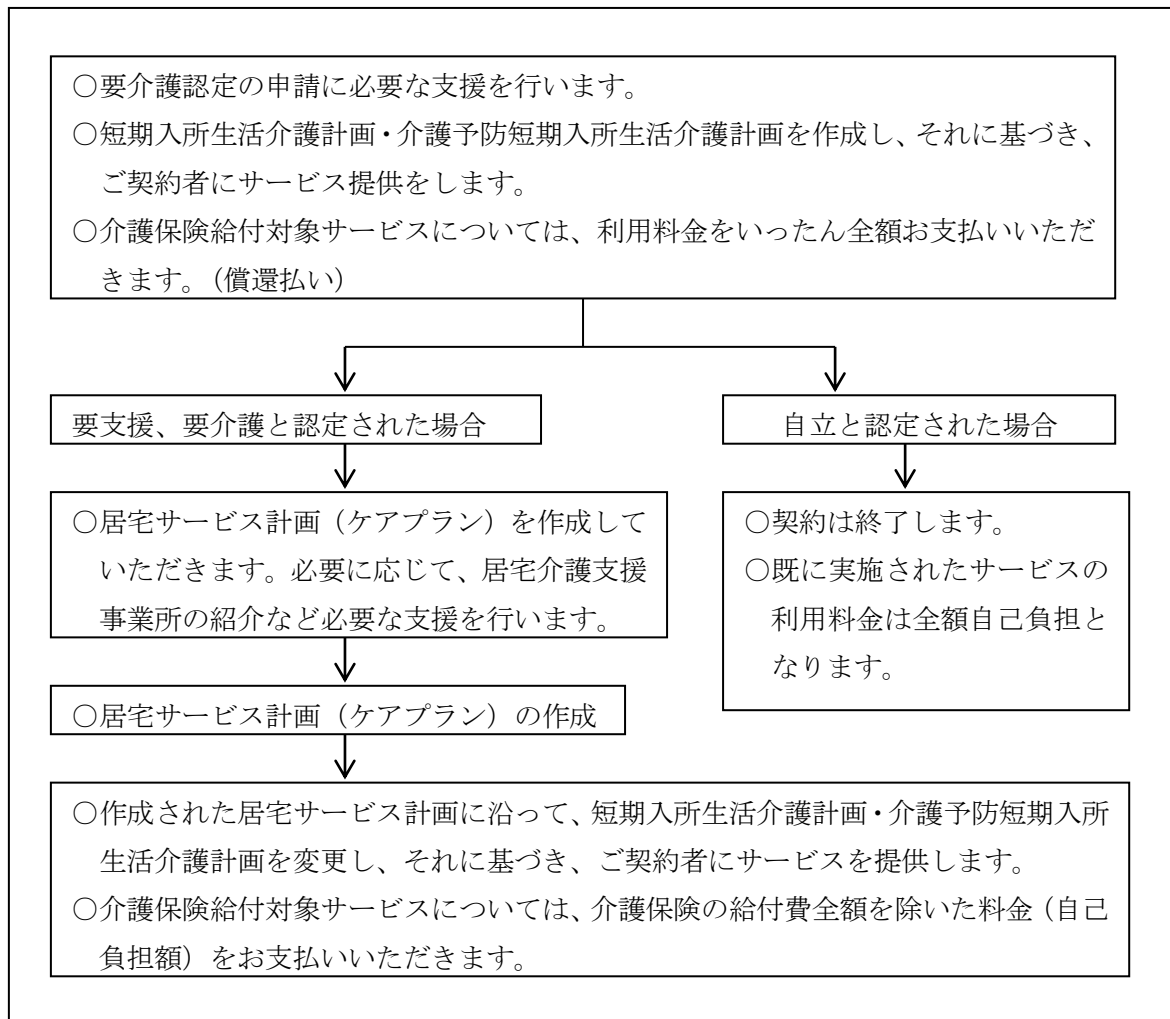
①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の照会等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の要請に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
また、ご契約者との契約終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日常生活必需品（身のまわり品）

(2) 面会

面会時間 9：00～16：00

※来訪者は、必ずその都度面会者名簿にご記入下さい。尚、状況により変更する場合があります。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 4（2）に定める「食事にかかる費用」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第16条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内、敷地内は禁煙です。

6. 損害賠償について（契約書第17条、第18条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。